

別表第1

## 建築物に関する確認申請手数料 (消費税非課税)

床面積の合計	基本手数料		加算手数料		
	特例有り 注1	特例無し 注1	構造計算審査 注2	天空率審査	避難安全検証法審査
30 m <sup>2</sup> 未満	13,000円	18,000円	6,000円	5,000円	20,000円
30～100 m <sup>2</sup> 未満	18,000円	24,000円	12,000円		
100～200 m <sup>2</sup> 未満	26,000円	32,000円	20,000円		
200～500 m <sup>2</sup> 未満	33,000円	39,000円	26,000円		
500～1,000 m <sup>2</sup> 未満		66,000円	46,000円		
1,000～2,000 m <sup>2</sup> 未満		88,000円	66,000円		
2,000～10,000 m <sup>2</sup> 未満		200,000円	66,000円		
10,000～50,000 m <sup>2</sup> 未満		330,000円	66,000円		
50,000 m <sup>2</sup> を超えるもの		650,000円	66,000円		

注1 特例とは、建築基準法第6条の4に規定する建築物の建築に関する確認の特例をいいます。

注2 構造上の棟毎の床面積により算定した額を合計し、基本手数料に加算します。(構造計算書の審査が必要な既存の部分も含む)

\* 移転、大規模の修繕、大規模の模様替え又は用途変更の場合の基本手数料は、当該計画に係る部分の床面積の1/2とします。

## 建築設備及び工作物の確認及び完了検査の手数料 (消費税非課税)

種 別	手 数 料 の 額			
	確 認 審 査	確認を受けたものの計画変更	完了検査(弊社確認審査)	完了検査(左記以外)
昇降機	17,000円	8,000円	22,000円	33,000円
小荷物専用昇降機	7,000円	4,000円	14,000円	24,000円
工作物	16,000円	8,000円	16,000円	26,000円

\* 建築設備は、法第87条の4の規定により政令で指定する建築設備をいいます。

\* 工作物は、令第138条第1項に掲げる工作物をいいます。

\* 建築設備及び工作物それぞれ一基についての手数料です。

別表第2

## 計画変更確認申請における手数料の額の算出

	算定対象	算定基礎	手数料金額対応面積
[1]	計画増加部分	当該増加部分の床面積	左の床面積
[2]	既計画部分のうち変更する部分	下記を変更に係る部分の床面積とする	
①	接面道路の幅員の変更	対象建築物の建築面積（全体）	
①	接道長さの変更	対象建築物の建築面積（全体）	
①	敷地面積の変更	対象建築物の建築面積（全体）	
①	敷地境界線又は配置の変更	対象建築物の建築面積（全体）	
②	建築面積の変更	変更される建築面積	
③	高さの変更	高さが変更される部分の床面積	
③	階数の変更	変更される階の床面積	
④	床の変更	変更される部分の床面積	
⑤	階段の床面積	変更される部分の水平投影面積	
⑥	柱、はり又はけたの変更	荷重を負担する部分の床面積  (負担面積変更の場合は、変更前後のうち大きい方)	
⑦	壁の変更	当該壁のある室の床面積に変更壁長率を乗じた面積	
⑧	屋根、軒、軒裏、ひさし又は天井の変更	変更される部分の水平投影面積	
⑨	開口部の変更	変更される開口部の床面積	
⑩	土台、布基礎又は類する基礎の変更	⑦（壁）に準ずる	
⑩	基礎及び基礎ぐいの変更	⑥（柱）に準ずる	
⑪	小屋組みの変更	変更される小屋組みに囲まれる部分の水平投影面積	
⑫	斜材の変更	変更される部分の水平投影面積 壁に含まれる場合は⑦に準ずる	
⑬	防煙壁（建築設備）の変更	当該防煙壁のある防煙区画部分の床面積に変更壁長率を乗じた面積	
⑬	上記以外の建築設備の変更	変更される建築設備の水平投影面積	
⑭	①～⑬のうち二つ以上の変更	各対象算定面積の合計（変更前の計画床面積が上限）	
⑮	①～⑯以外の変更（①～⑯を含まない場合）	30m <sup>2</sup> 以下であるものとする	
[3]	[1]と[2]の両方		[1]と[2]の合計

別表第3

## 建築物に関する中間検査申請手数料 (消費税非課税)

床面積の合計	手 数 料 の 額		
	弊社で建築確認を行ったもの		左記以外のもの (他の機関等)
	特例有り 注3	特例無し 注3	
30 m <sup>2</sup> 未満	17,000円	23,000円	27,000円
30~100 m <sup>2</sup> 未満	21,000円	27,000円	32,000円
100~200 m <sup>2</sup> 未満	26,000円	32,000円	38,000円
200~500 m <sup>2</sup> 未満	35,000円	41,000円	52,000円
500~1,000 m <sup>2</sup> 未満		60,000円	87,000円
1,000~2,000 m <sup>2</sup> 未満		77,000円	111,000円
2,000~10,000 m <sup>2</sup> 未満		150,000円	190,000円
10,000~50,000 m <sup>2</sup> 未満		240,000円	280,000円
50,000 m <sup>2</sup> を超えるもの		450,000円	500,000円

注3 特例とは、建築基準法第7条の5に規定する建築物に関する検査の特例をいいます。

\* 特例ありでかつ申請床面積の合計が500 m<sup>2</sup>を超える場合は、特例無しの場合の額とします。

\* 中間検査申請手数料については、中間検査対象階までの床面積の合計で算定します。2回目の検査の床面積は、1回目の床面積を除いた面積とします。

別表第4

## 建築物に関する完了検査申請手数料 (消費税非課税)

床面積の合計	手数料の額					左記以外のもの (他の機関等)	
	弊社で建築確認又は中間検査を行ったもの						
	中間検査あり		中間検査なし				
特例あり 注4	特例なし 注4	特例あり 注4	特例なし 注4				
30 m <sup>2</sup> 未満	18,000円	22,000円	18,000円	23,000円	29,000円		
30~100 m <sup>2</sup> 未満	22,000円	28,000円	23,000円	30,000円	36,000円		
100~200 m <sup>2</sup> 未満	28,000円	34,000円	30,000円	36,000円	43,000円		
200~500 m <sup>2</sup> 未満	37,000円	43,000円	39,000円	45,000円	58,000円		
500~1,000 m <sup>2</sup> 未満		63,000円		67,000円	97,000円		
1,000~2,000 m <sup>2</sup> 未満		79,000円		85,000円	125,000円		
2,000~10,000 m <sup>2</sup> 未満		160,000円		200,000円	250,000円		
10,000~50,000 m <sup>2</sup> 未満		250,000円		260,000円	300,000円		
50,000 m <sup>2</sup> を超えるもの		520,000円		530,000円	550,000円		

注4 特例とは、建築基準法第7条の5に規定する建築物に関する検査の特例をいいます。

\* 移転、大規模の修繕又は大規模の模様替えの場合は、当該計画に係る部分の床面積の1/2とします。

\* 特例有りでかつ申請床面積が500 m<sup>2</sup>を超える場合は、特例無しの場合の額とします。